

岐阜市消防庁舎等に関する個別施設計画

【建築物系】

令和2年9月
(令和3年3月改正)
(令和3年7月改正)

岐阜市消防本部

目 次

1 目的	
（1）目的	・・・・・・・・・・・・・1
（2）本計画の位置づけ	・・・・・・・・・・・・・2
（3）計画期間	・・・・・・・・・・・・・3
（4）対象施設	・・・・・・・・・・・・・3
2 施設の実態	
（1）常備消防施設の配置状況等	・・・・・・・・・・・・・4
（2）非常備消防施設の配置状況等	・・・・・・・・・・・・・5
（3）その他の消防施設の配置状況等	・・・・・・・・・・・・・6
（4）施設別財産状況	・・・・・・・・・・・・・7
1）常備消防施設	
2）非常備消防施設	
3）その他の消防施設	
（5）施設の活用状況	・・・・・・・・・・・・・10
3 消防施設の老朽化状況	
（1）構造躯体の健全と外観等の劣化状況の評価	・・・・・・・・・・・・・11
1）対象施設	
2）各種調査及び評価区分	
3）診断結果	
4 今後の維持・更新コスト	
（1）更新等に係る経費の見込み試算	・・・・・・・・・・・・・13
（2）試算結果	・・・・・・・・・・・・・13
5 長寿命化した場合の更新等に係る経費の見込み	
（1）長寿命化した場合の更新等に係る経費の試算	・・・・・・・14
（2）試算結果	・・・・・・・・・・・・・14
6 施設整備の基本的な方針等	
（1）施設の配置計画・規模等の方針	・・・・・・・・・・・・・15
1）常備消防施設	
2）非常備施設	
3）その他の消防施設	
（2）改修等の基本的な方針	・・・・・・・・・・・・・16
1）維持管理の方針	
2）改修の方針	
（3）点検・診断等の方針	・・・・・・・・・・・・・16
7 実施計画	
（1）優先順位の考え方	・・・・・・・・・・・・・17
（2）長寿命化等の実施計画	・・・・・・・・・・・・・17
（3）改修・保守等の実施計画（直近10年）	・・・・・・・19
8 継続的運用方針	
（1）推進体制等の整備	・・・・・・・・・・・・・19
（2）フォローアップ	・・・・・・・・・・・・・19

1 目的

(1) 目的

本市では、高度経済成長の人口増加や社会情勢の変化、市民ニーズの多様化に対応するため、昭和40年以降、消防施設を整備してきました。

近い将来、これらの消防施設が一斉に耐用年数を迎え、大規模改修や建替えに多額の費用が必要となりますが、生産年齢人口の減少に伴う税収の減少、高齢化の進展に伴う社会保障費の増加等により、一層厳しい財政状況となることが予測されております。

このような社会環境の変化や厳しい財政状況下においても、消防は行政の根源的なサービスである以上、住民の安心、安全のため必要な消防力を将来にわたり確保していく必要があります。

これらの現状を踏まえて、将来の人口規模や社会情勢等に応じた公共サービスを安全かつ持続的に提供するためには、施設の更新・長寿命化などを計画的に行い、財政負担を軽減・平準化する必要があります。

そこで、消防施設の全体の状況を把握し、中長期的な視点を持ってこれらの課題に対応するため、「岐阜市消防庁舎等に関する個別施設計画」を策定し、総合的かつ計画的なマネジメントに取り組んでいくものです。

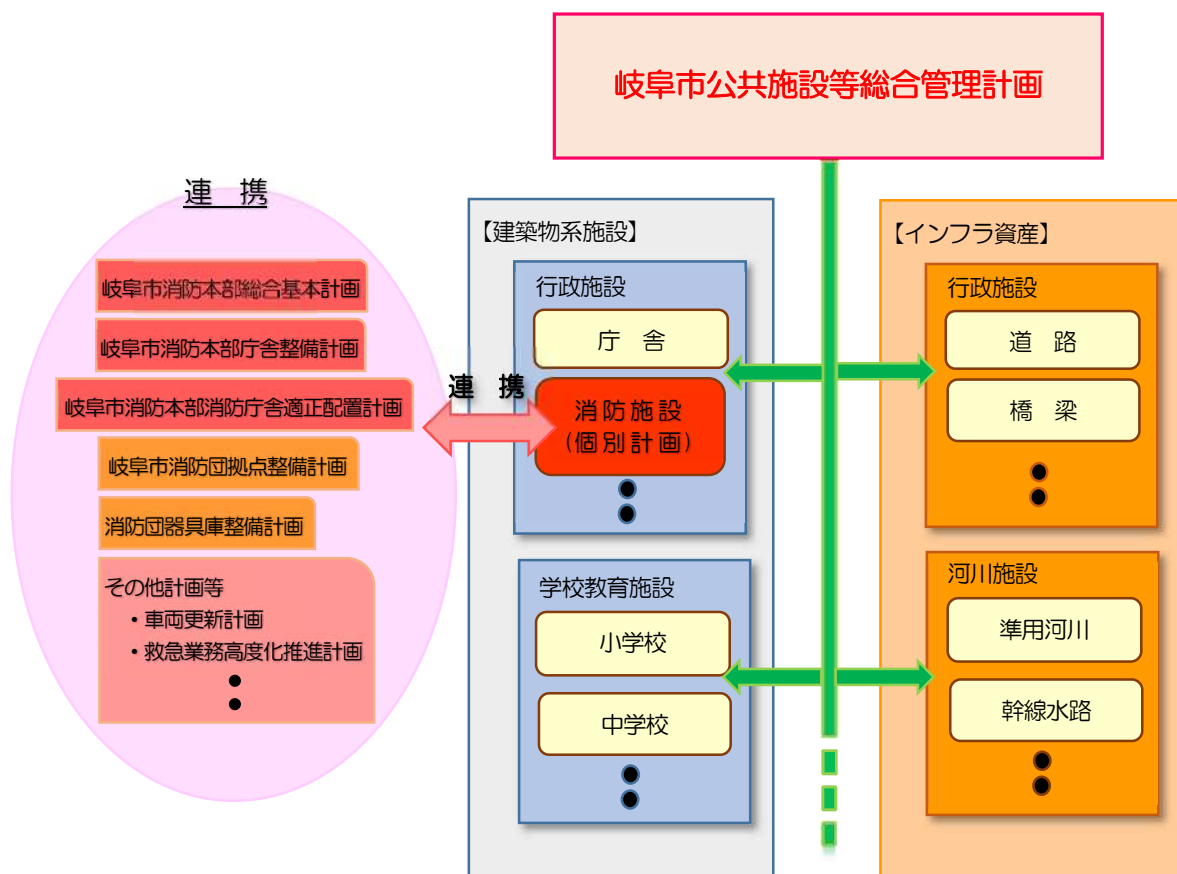


(2) 本計画の位置づけ

国はインフラの戦略的な維持管理・更新等を推進するため、「インフラ長寿命化基本計画」を平成 25 年 11 月に策定するとともに、平成 26 年 4 月に総務省から地方公共団体に対し、「公共施設等総合管理計画」の策定に取り組むよう要請がなされ、本市としては、「岐阜市公共施設等総合管理計画」（以下「総合管理計画」という。）を平成 29 年 3 月に策定しました。

本計画は、総合管理計画の下位に位置付けられる「個別施設計画」に相当するものとなります。

なお、「岐阜市消防本部総合基本計画」「岐阜市消防本部消防庁舎整備計画」、「岐阜市消防本部消防庁舎適正配置計画」「岐阜市消防団拠点整備計画及び消防団器庫整備計画」等との整合性を図り整備を推進していきます。



(3) 計画期間

本計画の計画期間は、総合管理計画に合わせ、令和3年度から30年間の消防施設等の取り巻く状況を見通し、消防施設等の更新等に係る経費等を算出します。また、計画の実効性を確保するため、計画期間を10年間とし、総合的かつ計画的な管理における基本的な方針について定めるものとします。

ただし、人口動態、社会情勢、国の補助制度などの動向により、計画の見直しが必要な場合は、柔軟に計画を見直すこととします。

(4) 対象施設

本市が対象とする消防施設は、以下のとおりとします。

1) 常備消防施設

○消防署3施設

消防本部・中消防署、南消防署、北消防署

○分署10施設

東分署、東南分署、鶴飼分署、精華分署、西分署、柳津分署、黒野分署、島分署、岩野田分署、三輪分署

○その他2施設

防災センター、消防本部整備工場

2) 非常備消防施設

○分団本部39施設

中消防団15施設、南消防団9施設、北消防団15施設

○消防団器具庫22施設

中消防団3施設、南消防団4施設、北消防団15施設

3) その他の消防施設

消防救急デジタル無線百々ヶ峰中継局舎

消防救急デジタル無線東南分署中継局舎

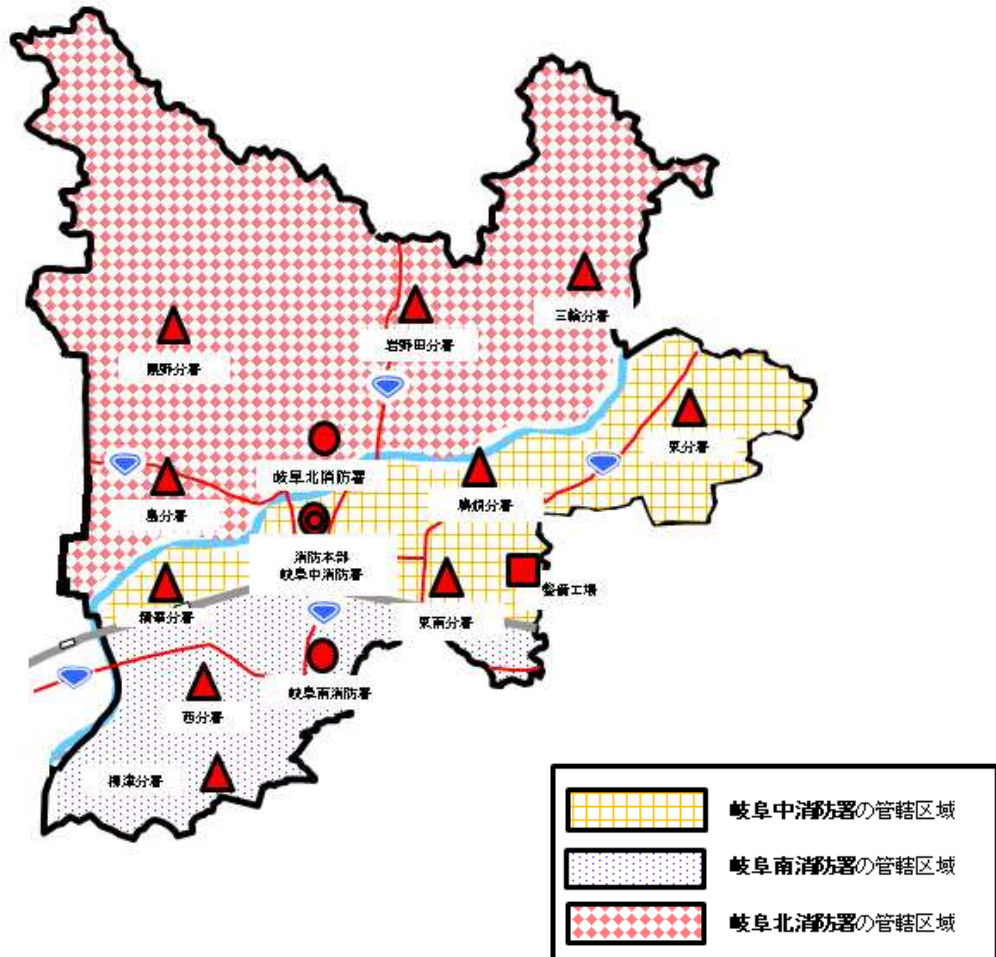
なお、市内に点在する防火水槽（消防用水利）については、別途「岐阜市防火水槽長寿命化計画」によるものとし、これにより長寿命化も図るものとします。

以下に対象施設の概要を示します。

※昭和47年から実施している旧穂積町（平成18年からは瑞穂市）の施設（瑞穂消防署、巢南分署）は、本市の施設として整備計画に計上していたが、平成30年4月に広域の委託事務に移行したこと、瑞穂市において、「瑞穂市公共施設等総合管理計画」及び「瑞穂市建物系公共施設個別施設計画」を策定されたことに伴い、個別施設計画から外す。

2 施設の実態

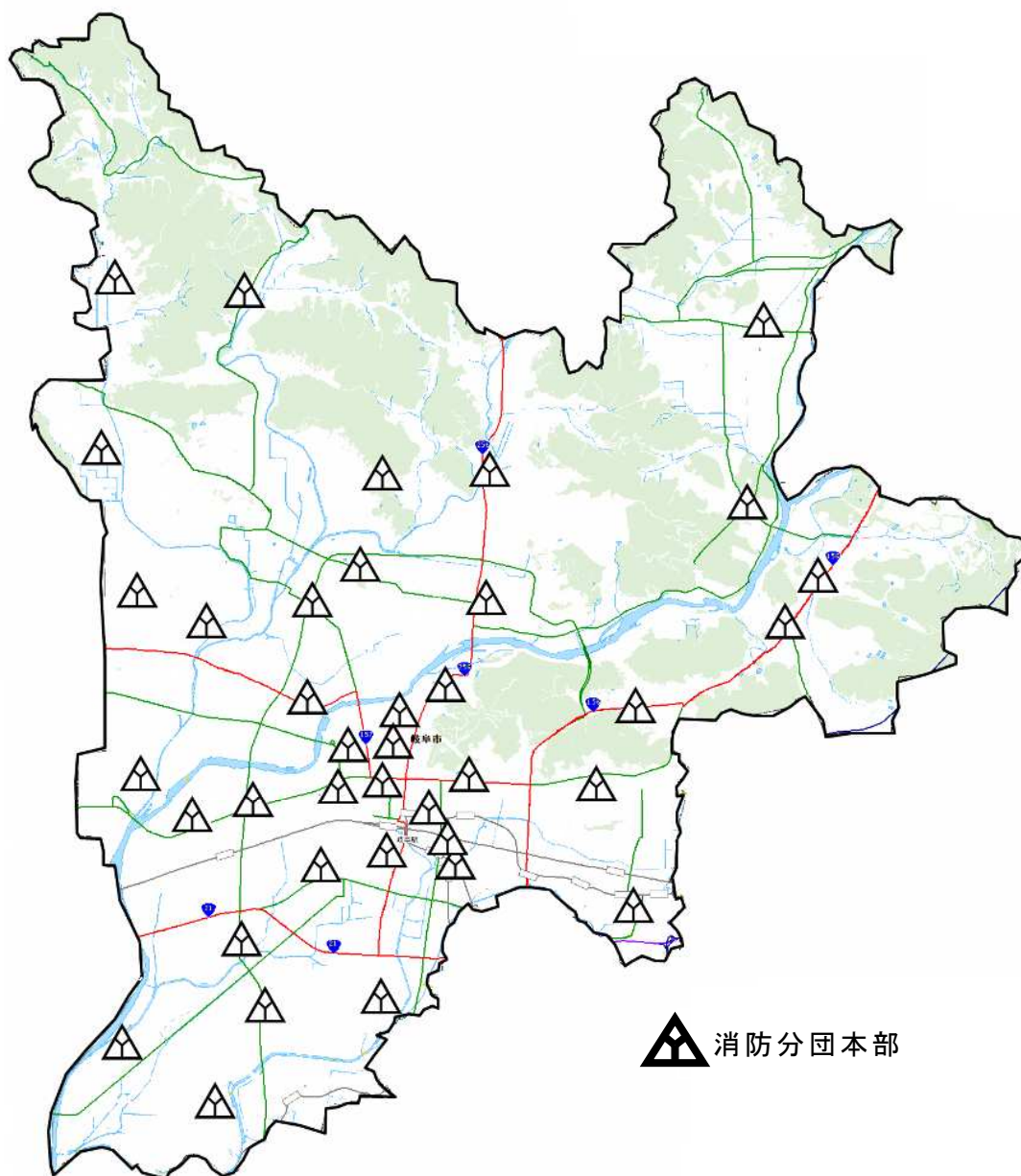
(1) 常備消防施設の配置状況等



常備消防施設の配置状況は、中消防署（消防本部併設）、南消防署、北消防署の 3 消防署と東分署や東南分署などの 10 分署が、市内にバランスよく適正に配置されています。ただし、平成 30 年度から開始した 4 市 1 町（岐阜市、瑞穂市、山県市、本巣市、北方町）の委託方式による消防広域化に伴い、消防力の重複などによる管轄区域内の消防力の不均衡を速やかに解消するため、消防庁舎を適正配置することで、消防需要に対応した効率、効果的な消防体制の構築を図る必要があります。

岐阜北消防署及び黒野分署については、消防広域化による岐阜市北西部の消防力の空白地域を解消するほか、東海環状自動車道での各種災害に迅速に対応するための適正な位置に配置する必要があります。また、整備工場については、車両の大型化により現在の敷地面積が狭隘であることと、緊急時における迅速な対応が必要となることから、管轄区域の中心部に移転配置する必要があります。

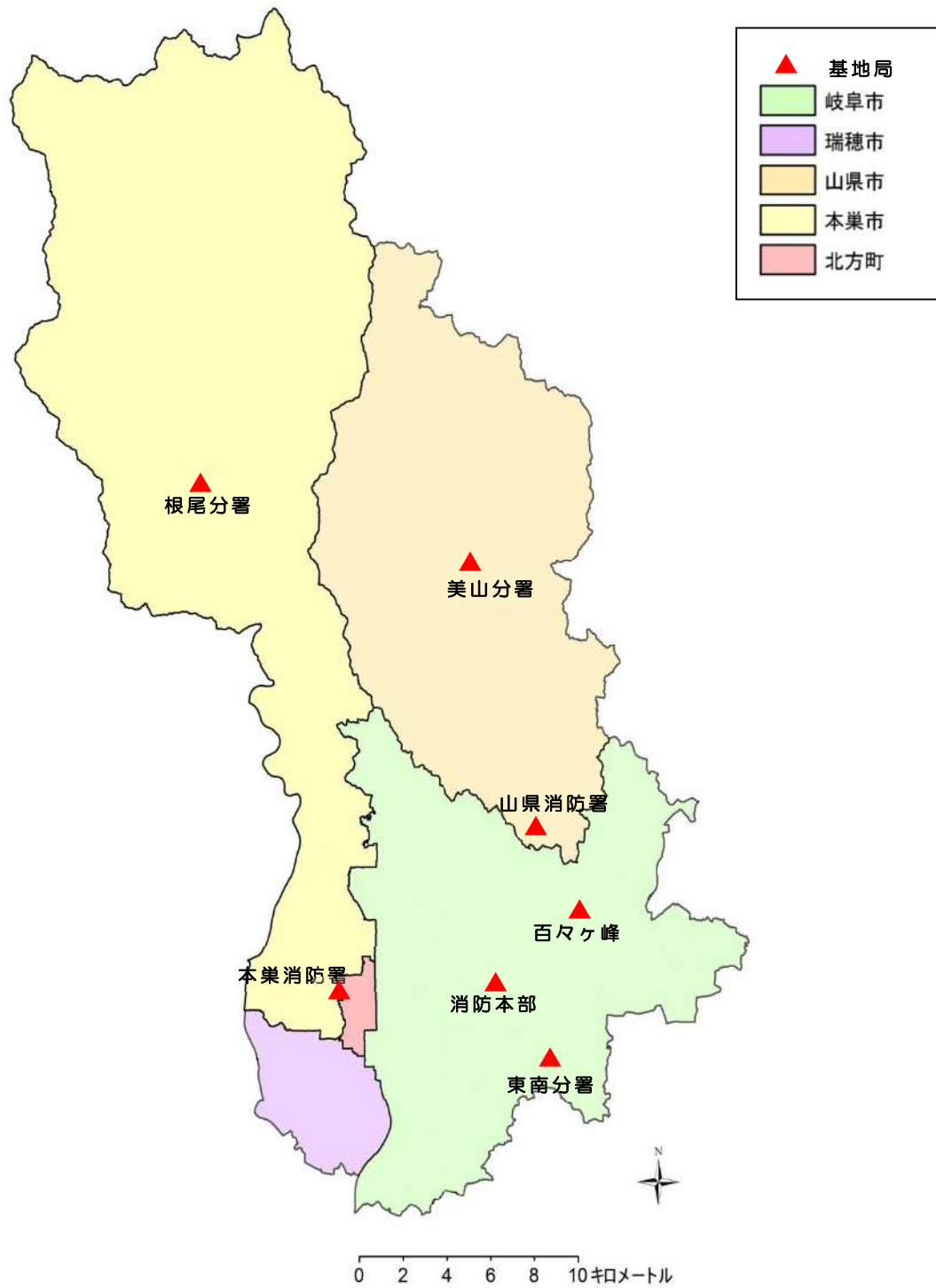
(2) 非常備消防施設の配置状況等



非常備消防施設の配置状況は、分団本部については、中消防団 15 施設、南消防団 9 施設、北消防団 15 施設の計 39 施設がそれぞれの管轄地域ごとに適正な位置に配置されており、消防分団器具庫 22 施設についてもそれぞれ必要な地域ごとに適正に配置されており、現在の配置を優先維持しながら、適正な維持管理を行うこととします。

※消防分団器具庫については、(3) 施設別財産状況 2) 「ii 消防分団器具庫」参照

(3) その他の消防施設の配置状況等



その他の消防施設の消防救急デジタル無線中継局舎は、消防救急デジタル無線基地局として、適正に配置されており、現在の配置を維持しながら、適正な維持管理を行うこととします。

(4) 施設別財産状況

1) 常備消防施設

番号	施設名	所在地	延面積 (㎡)	代表建築 年	備考
1	消防本部 中消防署	岐阜市美江寺町 2-9	5092.64	H12	
	防災センター		1,156.13	S61	
2	消防本部 整備工場	岐阜市琴塚 2-9-7	762.08	S54	
3	東分署 消防研修センター	岐阜市芥見南山 2-4-26	912.49	H1	
	東分署車庫		91.00	H27	
4	東南分署	岐阜市北一色 4-10-16	1,034.81	H7	
5	鵜飼分署	岐阜市日野西 2-1-9	549.07	H17	
6	精華分署	岐阜市西荘 4-6-40	587.88	H19	
7	南消防署	岐阜市茜部本郷 1-12	3088.08	H30	
8	西分署	岐阜市江添 3-8-18	1003.82	H4	
9	柳津分署	岐阜市柳津町丸野 2-170-1	526.06	H21	
10	北消防署	岐阜市鷺山 1769-496	1,354.06	S51	
11	黒野分署	岐阜市今川字 神明 63-1	492.71	S57	黒野分団本部 併設
12	島分署	岐阜市旦島 5-11-11	518.26	H3	
13	岩野田分署	岐阜市岩崎 2-12-9	553.98	H5	岩野田分団本部 併設(別棟)
14	三輪分署	岐阜市福富迎田 6-1	421.60	H16	北東部 コミセン併設

2) 非常備消防施設

i 消防分団本部

番号	施設名	所在地	延面積 (㎡)	建築年	備考
1	金華分団	本町 2 丁目 43-4	75.89	S58	
2	京町分団	佐久間町 3	127.77	H16	
3	明德分団	明德町 11	127.12	H19	
4	本郷分団	本郷町 3 丁目 1-2	140.00	R1	
5	徹明分団	金宝町 4 丁目 1	63.00	S55	
6	梅林分団	金園町 8 丁目 227-1	139.32	H22	
7	白山分団	白山町 1 丁目 55-2	118.47	H23	
8	華陽分団	祈年町 1 丁目 1-2	63.00	S61	
9	木之本分団	光明町 3 丁目 11	140.25	H25	
10	本荘分団	鹿島町 8 丁目 25	126.70	H22	
11	日野分団	日野南 9 丁目 6-13	121.00	H10	
12	長森北分団	野一色 3 丁目 1-8,1-9	70.15	S56	
13	岩分団	岩田西 3 丁目 40	129.94	H20	
14	鏡島分団	鏡島西 2 丁目 2-50	74.25	S58	
15	芥見分団	芥見 1 丁目 340	146.34	H21	
16	三里分団	六条東 2 丁目 14-9	137.22	H30	三里公民館 併設
17	加納分団	加納永井町 1 丁目 5	150.88	H1	
18	長森南分団	蔵前 6 丁目 8-10	136.02	H28	
19	茜部分団	茜部新所 4 丁目 126-2	82.44	H14	茜部公民館 併設
20	鶉分団	中鶉 5 丁目 109	126.70	H24	
21	市橋分団	江添 3 丁目 8-18	121.50	H4	
22	厚見分団	東明見町 2 番 3	140.00	H30	
23	日置江分団	日置江字大畔 1389-1	137.31	H26	
24	柳津分団	柳津町下佐波 1-217	89.94	S62	
25	長良分団	長良校前町 1 丁目 263-1	169.00	H28	
26	島分団	島栄町 3 丁目 16-2	72.81	S56	
27	鷺山分団	下土居 2 丁目 2-15	140.00	H30	
28	則武分団	則武校前町 149-1	74.00	S55	則武公民館 併設
29	常磐分団	打越 279-1	140.00	R1	
30	木田分団	木田字後田 492	140.00	H30	
31	岩野田分団	岩崎 2 丁目 12-7	114.66	H6	分署併設 (別棟)
32	黒野分団	黒野今川字神明 64-1	86.71	S57	分署併設
33	方泉分団	安食 3 丁目 72-2	126.00	H5	
34	西郷分団	中西郷 4 丁目 667-1	142.00	H28	
35	七郷分団	西改田字川向 4-1	137.50	H27	
36	合渡分団	寺田 3 丁目 15	140.64	H26	
37	三輪分団	石原 1 丁目 246-1	161.05	H25	
38	網代分団	秋沢 2 丁目 262	149.80	H30	
39	藍川分団	加野 4 丁目 32-10	156.92	H5	水防団併設

ii 消防分団器具庫

番号	施設名	所在地	延面積 (㎡)	建築 年月日	備考
1	岩滝器具庫	岩滝西3丁目277	57.04	H28	
2	大洞器具庫	大洞1丁目8-2	87.18	H15	
3	長森北分団器具庫	野一色3丁目1-1	39.92	S56	
4	手力器具庫	手力町20-9	57.04	R2	
5	切通器具庫	切通4丁目17-6	25.80	S51	切通公民館 併設
6	次木器具庫	次木745	19.50	H1	
7	宮東器具庫	柳津町宮東 2丁目42	188.76	S62	柳津投票所 併設
8	古津器具庫	長良古津139-3	18.73	H3	
9	早田器具庫	学園町1丁目51	58.42	R1	
10	城田寺器具庫	上城田寺東98-1,2	22.71	H3	
11	御望器具庫	御望3丁目55-1	22.71	H2	
12	彦坂器具庫	彦坂川北97	20.90	S59	
13	岩利器具庫	岩利2丁目131	22.68	H1	
14	石谷器具庫	石谷492-3	30.55	S60	
15	小野器具庫	小野3丁目21-1	57.04	H27	
16	曾我屋器具庫	曾我屋5丁目112	57.04	H30	
17	北野器具庫	北野西358-1	63.34	H2	
18	福富器具庫	福富天神前169	55.20	H26	
19	世保器具庫	世保635-1、636-2	22.70	H12	
20	雛倉器具庫	雛倉670-3	32.40	S52	
21	栗野器具庫	栗野西6丁目26	16.20	S62	
22	則武分団器具庫	則武西2-15-11	4.86	S56	

3) その他の消防施設

番号	施設名	所在地	延面積 (㎡)	建築年月日	備考
1	消防救急デジタル無線 百々ヶ峰中継局舎	三田洞字百々ヶ洞 176	9.41	H22	
2	消防救急デジタル無線 東南分署中継局	北一色4丁目10-16	6.00	H22	

(5) 施設の活用状況

消防本部(防災センターを含む)及び各消防署は常備消防施設として、火災、救急、救助、その他の災害等に対応しています。

消防分団本部及び消防分団器具庫は、非常備消防施設として、3団39分団で組織し、各種災害等に対応しています。

消防救急デジタル無線中継局舎は、無線基地局として消防車両等の無線移動局との通信を行なうなど、消防救急活動に必要な無線通信施設の重要な役割を担っています。

3 消防施設の老朽化状況

(1) 構造躯体の健全と外観等の劣化状況の評価

本市総合管理計画の方針に基づき、常備消防施設の築 21 年を超える 8 施設において、平成 30 年度から 2 ヶ年度で、公共施設劣化診断業務委託により、「躯体の健全度調査」、「外観等の劣化度調査」が実施されました。

1) 対象施設

- 躯体の健全度調査 7 施設
- 外観等の劣化度調査 8 施設

施設名称	建築年	構造	階数	健全度調査対象施設	外観等の劣化度調査対象施設
岐阜北消防署	S51	RC 造	2	○	○
東分署	H1	RC 造	2	○	○
東南分署	H7	RC 造	2	○	○
西分署	H4	RC 造	2	○	○
黒野分署	S57	S 造	2	—	○
島分署	H3	RC 造	2	○	○
岩野田分署	H5	RC 造	2	○	○
岐阜市防災センター	S61	RC 造	3	○	○

2) 各種調査及び評価区分

① 躯体の健全度調査

ア 調査内容

コンクリートの中酸化、鉄筋のかぶり厚さ・腐食を調査（内部：柱・梁 各 1 ヶ所、外部：梁又は梁 1 ヶ所）

イ 評価区分

鉄筋の腐食の評価区分は以下のとおり（鉄筋の断面欠損が生じると構造耐力が低下する）

グレード	I	II	III	IV	V
					劣化

ウ コンクリート躯体の残存耐用年数

コンクリートの中酸化が進行すると鉄筋の腐食が始まり、鉄筋の断面欠損が生じるため、鉄筋の腐食が開始する位置にコンクリートの中酸化が到達する年度を施設の耐用年数とする。

算定式： $C=A\sqrt{t}$

C:中酸化深さ(mm) t:経過年数 A:中性加速度係数

②外観等の劣化度調査

ア 調査内容

屋根・屋上、外壁、内部を目視で調査し、劣化状況を A～D の 4 区分で評価する。

イ 評価区分

評価区分毎に評価点を定め、部位による劣化の影響度を加味し、部位毎に重要度係数を定める。(評価点及び重要度係数は、「総合劣化度」に使用)

劣化	評価区分	基準	評価点
	A	概ね良好	0 点
	B	部分的劣化	4 点
	C	広範囲劣化	10 点
	D	早急対応	25 点

高	部位	重要度係数
	屋根・屋上、外壁の仕上げ材	1.00
	笠木・ルーフトレイン	0.75
	外部建具	0.50
	屋上雑、外部雑	0.25
	内部仕上げ	0.05

3) 診断結果 (令和 2 年 3 月現在)

施設名	構造	階高	築年数	躯体の健全度調査										目視による鉄筋腐食の有無	耐用年数	外観等の劣化度調査		総合評価	外観等の劣化度調査	
				NO.	階	部位	モルタル厚さ(mm)	(a) 鉄筋かぶり厚さ(mm)	鉄筋腐食度(グレード)	(b) 中性化深さ(mm)	(a-b) 鉄筋までの残りかぶり厚(mm)	中性化速度係数(A)(mm/√t)	鉄筋に達するまでの年数(t1)(年)			鉄筋のかぶり+20mmまでの年数(t2)(年)	屋根		外壁	劣化診断調査票
岐阜北消防署	RC造	2階	44	1	1	内部柱	26	7	I	4	3	0.6	—	80年以上	無	80	C	C	【80-C】	67.40
				2	1	内部梁	0	70	I	38	32	5.7	—	80年以上						
				3	1	外部柱	36	26	I	0	26	0.0	80年以上	—						
東分署	RC造	2階	31	1	1	内部柱	0	57	I	23	34	4.1	—	80年以上	無	80	B	C	【80-C】	62.15
				2	1	内部梁	0	30	I	23	7	4.1	—	80年以上						
				3	1	外部柱	0	20	I	0	20	0.0	80年以上	—						
東南分署	RC造	2階	25	1	1	内部柱	0	86	I	27	59	5.4	—	80年以上	無	80	C	B	【80-C】	78.40
				2	1	内部梁	0	83	I	7	76	1.2	—	80年以上						
				3	1	外部柱	0	128	I	11	117	2.2	80年以上	—						
西分署	RC造	2階	28	1	1	内部柱	0	73	I	24	49	4.5	—	80年以上	無	80	C	B	【80-C】	80.60
				2	1	内部梁	0	89	I	23	61	5.3	—	80年以上						
				3	1	外部柱	0	79	I	16	63	3.0	80年以上	—						
黒野分署	S造	2階	38											—	—	C	B	【S-C】	81.90	
島分署	RC造	2階	29	1	1	内部柱	0	40	II	6	34	1.1	—	80年以上	無	80	B	C	【80-C】	77.70
				2	1	内部梁	0	82	I	28	54	5.2	—	80年以上						
				3	1	外部柱	0	50	II	20	30	3.7	80年以上	—						
岩野田分署	RC造	2階	27	1	1	内部柱	0	56	I	24	32	4.6	—	80年以上	無	80	C	B	【80-C】	80.60
				2	1	内部梁	0	30	I	20	10	3.9	—	80年以上						
				3	1	外部柱	1	45	I	17	28	3.3	80年以上	—						
岐阜市防災センター	RC造	3階	34	1	1	内部柱	0	74	I	28	46	4.8	—	80年以上	無	80	C	C	【80-C】	67.50
				2	1	内部梁	0	67	I	23	39	4.8	—	80年以上						
				3	1	外部柱	0	79	I	0	79	0.0	80年以上	—						

躯体の健全度調査の結果では、7施設すべてが耐用年数 80 年と算出され、長寿命化可能な建物と判定されています。

外観等の劣化度調査の結果では、8施設すべてに C 評価があり、広範囲に劣化が認められ、安全上、機能上に不具合の発生の兆しがあると評価されています。

4 今後の維持・更新コスト

現在保有する、常備消防施設を同規模で維持すると仮定し、今後 30 年間の維持、更新等に係る経費を試算します。

なお、岐阜市消防本部消防庁舎整備計画及び岐阜市消防本部消防庁舎適正配置計画により、北消防署及び消防本部整備工場は令和 9 年度に建替え、黒野分署は令和 12 年度に建替えするものとして試算します。

(1) 更新等に係る経費の見込み試算

総務省の試算ソフトの考え方に基づく以下の考え方で試算を行います。

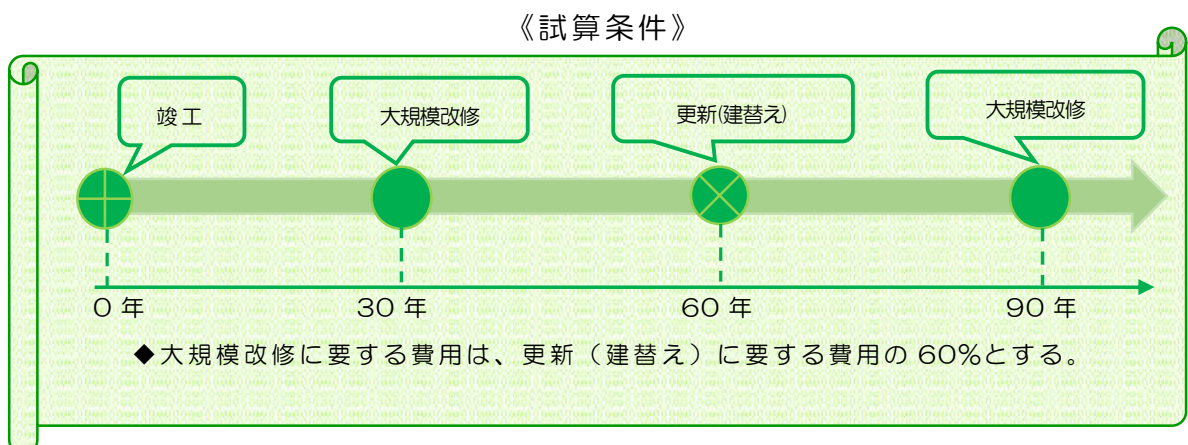
試算の考え方

【更新時期】

建築後 30 年で大規模改修、60 年で建替えを行うと仮定する。

【更新単価】

総務省の試算ソフトをもとにした更新単価（行政施設 40 万円/m²）とする。



(2) 試算結果 (30 年間)

	大規模改修	建替え	合計	年平均
経費の見込み額 (千円)	4,606,369	1,043,540	5,649,909	188,330

5 長寿命化した場合の更新等に係る経費の見込み

現在保有する常備消防施設を同規模で長寿命化を図ると仮定し、今後 30 年間の維持、更新等に係る経費を試算します。

なお、前述のとおり、北消防署及び消防本部整備工場は令和 9 年度に建替え、黒野分署は令和 12 年度に建替えするものとして試算します。

(1) 長寿命化した場合の更新等に係る経費の試算

以下の考え方にに基づき、常備消防施設を長寿命化した場合の更新に係る経費を試算します。

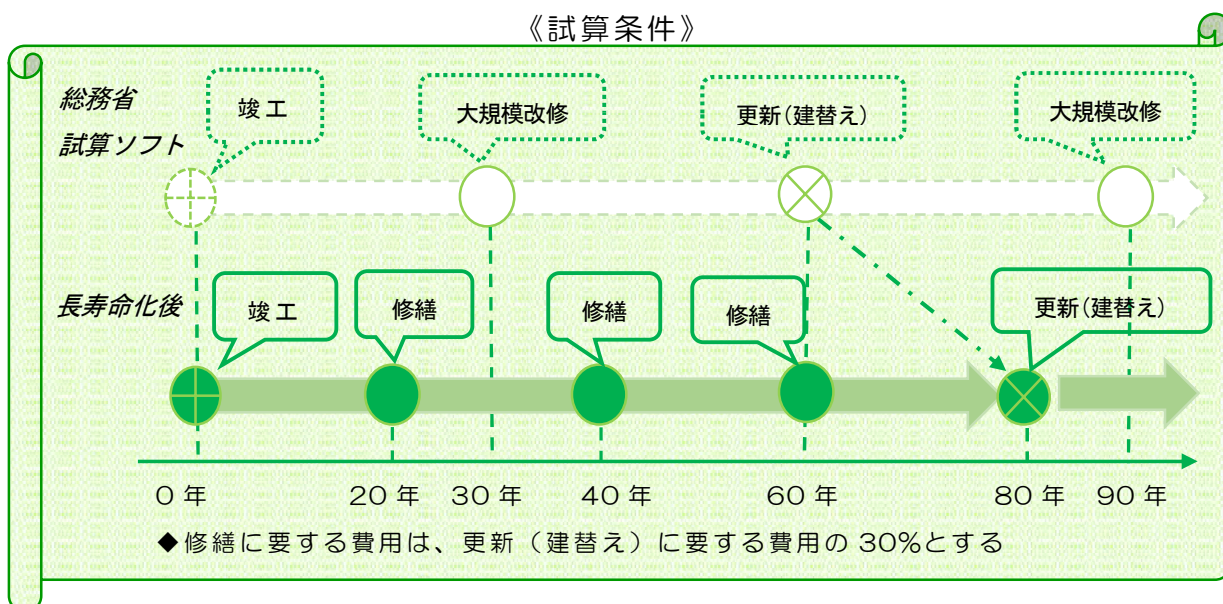
試算の考え方

【更新時期】

「建築物の耐久計画に関する考え方（社）日本建築学会 昭和 63 年」や文部科学省「学校施設の長寿命化計画の策定の手引きと解説」と考え方を参考に、建築後 20 年間隔で修繕、80 年で建替えを行うと仮定する。

【更新単価】

総務省の試算ソフトをもとにした更新単価（行政施設 40 万円/m²）とする。



(2) 試算結果（長寿命化 30 年間）

	修繕	建替え	合計	年平均
経費の見込み額 (千円)	2,734,870	1,043,540	3,778,410	125,947

従来型から長寿命化型にシフトすることで、今後 30 年間の維持・更新コストは約 38 億円となり、従来型の更新サイクルでの維持・更新コスト約 56 億円と比較して、18 億円（約 32%）を軽減できる見込みとなりました。

しかし、年度によりコストのばらつきがあり、計画的な財政運営に支障が生じるため、安定的に維持・更新を行うには、コストの平準化が必要です。

なお、この試算については、非常備消防施設及びその他の消防施設は含んでおらず、常備消防施設が現状のままで推移すると仮定し試算しています。また、現

在の一般的な工事費を基にした概算の推計です。そのため、将来的な技術革新や社会情勢等により試算結果とは異なった状況を生じる可能性があります。

6 施設整備の基本的な方針等

(1) 施設の配置計画・規模等の方針

1) 常備消防施設

常備消防施設は、管内全体の消防需要に対応した効率、効果的な消防体制を構築する必要があります。しかし、平成30年度から開始した4市1町の消防広域化に伴い、消防力の重複などによる管轄区域内の消防力の不均衡が発生しているため「岐阜市消防本部消防庁舎適正配置計画」を策定し、常備消防庁舎の適正な配置方針を示しました。

この配置計画により、北西部に位置する黒野分署は、隣接する本巣市東部に位置する本巣北分署を考慮した、相応しい場所へ移転するための土地調査や計画を進めていきます。

また、本計画で示す以前から整備計画を進めている北消防署についても、市内及び隣接する山県市の南部に位置する山県消防署を考慮した相応しい場所へ移転するため、土地調査や計画を進めていきます。

なお、建替えを実施する場合は、「岐阜市消防庁舎整備計画」に基づき現状の敷地規模及び庁舎規模を維持することとするが、移転建替えをする場合においては、施設の複合的な要素を鑑みて、適正な敷地及び庁舎規模を検討するとともに、関連計画等を考慮し実施するものします。

また、常備消防施設のうち三輪分署は北東部コミュニティセンターと併設しており、岩野田分署及び黒野分署は消防分団本部と併設しており、配置や規模の適正化等、地域や関係部局との連携を図り、全庁的な協議を図っていきます。

2) 非常備消防施設

非常備消防施設は、2(2)に示すとおり、中・南・北消防団それぞれの管轄ごとに適正に配置されており、現在の配置を維持しながら、適正な維持管理を進めていきます。

なお、今後において、人口減少などの社会情勢の変化から、消防団の見直しを検討される場合は、非常備消防施設の統廃合も考慮します。

建替え時には、「岐阜市消防団拠点整備計画」に基づき同規模程度とするが、地域情勢又は敷地形状等を考慮し変更可能とします。

また、非常備消防施設のうち、三里分団本部、茜部分団本部及び則武分団本部は公民館と併設、藍川分団本部は水防団詰所と併設、宮東器具庫は柳津投開票準備事務所と併設しており、配置や施設整備、規模の適正化等、地域や関係部局との連携を図り、全庁的な協議を図っていきます。

3) その他の消防施設

その他の消防施設は、消防救急デジタル無線設備の基地局で、無線伝搬調査結果等により適切な位置に配置されており、現在の配置を維持しながら、適正な維持管理を進めていきます。

(2) 改修等の基本的な方針

1) 維持管理の方針

本市の消防施設は、老朽化が進行している施設が多くあります。施設の老朽化対策には多額に費用を要するため、設備の劣化や不具合を定期的に把握するための点検が重要であるとともに、設備の不具合が軽度なうちに対策を講じることが将来的な財政支出の軽減につながります。

しかし、すでに老朽化が進行している現状において、対策を講じるための財政支出も限度があるため、公共施設劣化診断業結果等により緊急を要する事項、設備の質や環境により、優先順位を付けて財政負担の平準化を図り、維持管理を行うこととします。

2) 改修の方針

これまでの消防施設の改修は、劣化状況に応じて部分的な修繕を行い、機能を回復させる事後保全により実施してきました。今後は、建物を長寿命化するため、予防保全としての大規模改修や修繕を行います。

なお、非常備消防施設は、基本的には適切な改修を行い、長寿命化を図りますが、消防分団本部は概ね鉄骨造の140㎡程度、消防分団器具庫は50㎡程度の建築物であることから、それぞれの劣化状況に応じて建替えの判断を行うものします。

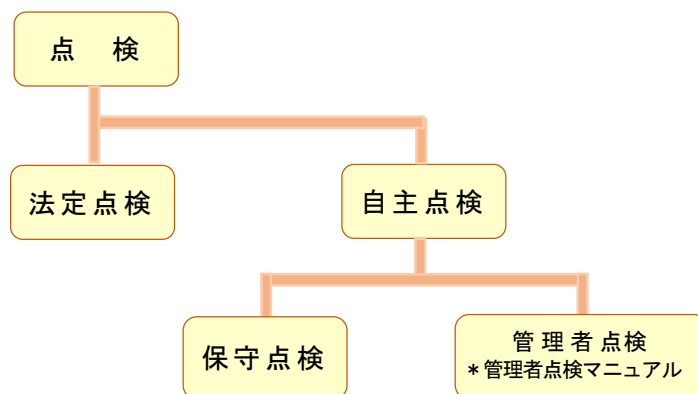
その他の消防施設の消防救急デジタル無線中継局舎については、通信鉄塔であるが、突発的な障害や修繕は消防機能の停止に直結することから、保守点検に加え、予防保全として塗装工事等の修繕を行います。

また、他部署所管の施設と併設の消防施設については、関係部署と検討・連携し、長寿命化を図り、改修の実施を検討します。

(3) 点検・診断等の方針

施設の劣化及び機能低下を防ぎ、安全、安心かつ快適に利用できるよう、自家用電気工作物、消防用設備等の設備保守点検等、定期的な点検・診断等を実施します。

また、施設管理による管理者点検に加え、必要に応じて専門家による診断を実施して修繕箇所の把握に努めます。



7 実施計画

(1) 優先順位の考え方

消防施設は、住民の生命、身体及び財産を守るという責務を全うする拠点施設であるため、施設の重要性に違いはなく、改修・更新等の優先順位は、施設の劣化等による老朽化が進行している施設から順に、対策を実施するものとします。

そのため、公共施設劣化診断結果、管理者点検マニュアルによる点検等の結果により、本市公共施設マネジメントに基づき、関係部署と検討・調整を行い、優先順位を決定することを原則とします。

なお、常備消防施設の建替えにおいては、既存の消防本部消防庁舎整備計画を優先することとするが、劣化診断、管理者点検マニュアルによる点検等において重大な異常が発見された場合は、早急な対応が必要となるため、その都度対応します。また、消防は本計画の建築物系施設の改修・更新等のほか、消防無線設備、消防車両等の更新に必要な財源確保も必要となることから、関係部署と検討・調整を行い、優先順位を決定することとします。

非常備消防施設においては、全 59 施設があり、劣化診断もしくは管理者点検マニュアルによる点検等の結果から、本市公共施設マネジメントに基づいて、優先度を決定します。

(2) 長寿命化等の実施計画

消防施設の長寿命化計画の方針については、総合管理計画に基づくものとします。

但し、常備消防施設は、消防職員が 24 時間常駐する施設であり、本市の一般的な庁舎に比べ、使用頻度及び劣化度は相当高くなると見込まれ、機械・衛生系設備、電気系設備あるいは躯体部分の劣化が著しく、長寿命化が困難であると判断される施設については、目標耐用年数を経過していなくても整備を検討することとします。

基本方針

1

計画的な維持・更新

公共施設等の点検、診断を進め、それに基づく予防保全を的確に実施することにより、公共施設等の安全確保と施設の安全確保と施設の長寿命化によりライフサイクルの低減及び更新費用の平準化を図る

取組方針 1-① 統一的な基準に基づく、維持・更新の合理化

取組方針 1-② 効果的かつ効率的な定期点検による、安全確保

取組方針 1-③ 長期的な視点に基づく、更新費用の平準化

取組方針 1-④ 予防保全型管理による、長寿命化ライフサイクルコストの低減

取組方針 1-⑤ 民間活力の活用による維持管理コストの縮減

取組方針 1-⑥ 修繕・更新時における、環境への配慮と機能向上

取組方針 1-⑦ メンテナンスに対する、職員の技術力の向上

基本方針

2

総合的な資産管理

公共施設等にかかるコストの縮減と公共施設等を活用した新たな財源等を確保することにより、財政負担の軽減を図る。

取組方針 2-① 公共施設等の有効活用

取組方針 2-② 民間活力の活用による、質の高い公共サービスの提供

取組方針 2-③ 受益者負担の適正化

取組方針 2-④ 未利用地・低利用地等の効果的な活用

基本方針

3

施設総量・配置の適正化

社会情勢の変化に対応し、必要な施設は造り、ニーズに合わない施設は見直すことにより、施設の最適化を図る。

取組方針 3-① 市民のニーズ等の的確な把握による、公共施設等の必要性及びの検討性のあり方の検討

取組方針 3-② 利用状況やコスト状況等に応じた、施設総量の最適化

取組方針 3-③ 立地適正化計画等の関連計画との連携強化

取組方針 3-④ 用途廃止した施設等の適正な処分

3) 改修・保守等の実施計画（直近 10 年）

令和 3 年度から令和 12 年度までの今後 10 年間に於いて、常備消防施設は、劣化診断結果により、早急に対応する必要がある施設の修繕及び経年劣化により機能が低下しているエアコン等の設備を中心に整備を行います。

非常備消防施設は、消防団施設整備計画により、改修・更新を進めるが、点検等において重大な異常が発見された場合は、その都度対応します。

なお、今後の整備予定は、現時点での優先順位により位置付けていますが、重大な異常が発見された場合は、早急な対応が必要となるため、毎年度、整理しながら整備を行ってまいります。

8 継続的運用方針

(1) 推進体制等の整備

消防庁舎等の所管課である消防本部消防総務課を中心に、本計画を含むマネジメントを行っていくとともに、本市公共施設マネジメントを活用するなど、全庁的な体制で対応を図ります。

(2) フォローアップ

本計画は、消防施設の改修や建替えの方針、概要を計画づけるものであり、将来の財政負担の軽減・平準化のための総合管理計画の下に位置づけ、実施年度及び個別の事業費を精査するとともに、補助金、交付税、地方債などを積極的に活用してまいります。

なお、この計画による事業は、当該年度の予算査定において与えられた財源の中で確定するものとします。